

育成就労制度 運用要領

～ 関係者の皆さまへ ～

令和8年2月

出入国在留管理庁・厚生労働省 編

育成就労制度 運用要領 目次

第1章 育成就労制度の趣旨	1-1
第2章 育成就労制度の概要	2-1
第1節 育成就労法のポイント	2-1
第1 育成就労制度の目的	2-1
第2 基本方針・分野別運用方針	2-1
第3 外国人育成就労機構	2-1
第4 育成就労計画の認定制	2-1
第5 育成就労実施者の届出制	2-2
第6 監理支援機関の許可制	2-2
第7 育成就労外国人の保護	2-3
第8 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定	2-3
第2節 育成就労の実施に必要な手続の流れ	2-4
第1 監理支援事業の許可の流れ	2-4
第2 育成就労開始までの流れ	2-7
第3章 育成就労法の目的・定義等	3-1
第1節 育成就労法の目的(法第1条)	3-1
第2節 定義(法第2条)	3-2
第3節 基本理念(法第3条)	3-10
第4節 国及び地方公共団体の責務(法第4条)	3-11
第5節 育成就労実施者、監理支援機関等の責務(法第5条)	3-11
第6節 育成就労外国人の責務(法第6条)	3-12
第7節 基本方針(法第7条)	3-12
第8節 分野別運用方針(法第7条の2)	3-13
第4章 育成就労計画の認定等	4-1
第1節 育成就労計画の認定(法第8条)	4-5
第1 育成就労計画の認定(法第8条第1項、同第2項)	4-5
第2 育成就労計画の記載事項(法第8条第3項)	4-8
第3 育成就労計画の添付書類(法第8条第4項)	4-10
第4 監理支援機関の指導(法第8条第5項)	4-12
第5 育成就労計画の認定手数料(法第8条第6項)	4-13
第2節 育成就労計画の認定基準(法第9条)	4-15
第1 従事させる業務が育成就労産業分野に属する技能であること	4-15
第2 育成就労の目標に関するもの	4-16
第3 育成就労の内容に関するもの	4-18

(1) 従事させる業務において要する技能に関するもの	4-19
(2) 従事させる業務に関するもの	4-20
(3) 育成就労外国人に関するもの	4-24
(4) 分野別協議会への加入に関するもの	4-29
(5) 外国の準備機関の偽変造文書の行使に関するもの	4-30
(6) 育成就労の実施に関するもの	4-31
(7) 1年ごとに一定期間一時帰国して行う育成就労に関するもの	4-35
(8) 講習に関するもの	4-37
(9) 育成就労の日本語の目標達成に必要な措置に関するもの	4-48
(10) 分野特有の事情に関するもの	4-50
第4 育成就労の期間に関するもの	4-50
第5 技能及び日本語能力の評価に関するもの	4-51
第6 育成就労を行わせる体制に関するもの	4-55
(1) 育成就労責任者・育成就労指導員・生活相談員の選任に関するもの	4-56
(2) 健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置に関するもの	4-61
(3) 入国後講習の施設確保に関するもの	4-62
(4) 労災保険関係成立等の措置に関するもの	4-63
(5) 1年ごとに一定期間一時帰国して行う育成就労を行う場合の帰国旅費に関するもの	4-64
(6) 帰国旅費の負担に関するもの	4-66
(7) 外国の送出国機関からの取次ぎに関するもの	4-67
(8) 監理支援機関の改善命令に関するもの	4-68
(9) 法令違反時の報告に関するもの	4-68
(10) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等、二重契約の禁止に関するもの	4-69
(11) 行方不明者の発生に関するもの	4-71
(12) 非自発的離職者の発生に関するもの	4-72
(13) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの	4-74
(14) 利益供与、供応接待等の禁止に関するもの	4-77
(15) 育成就労を継続して行わせる体制に関するもの	4-78
(16) 地方公共団体からの協力要請に関するもの	4-80
(17) 分野特有の事情に関するもの	4-80
第7 育成就労を行わせる事業所の設備に関するもの	4-81

第8	単独型育成就労実施者の監査の体制に関するもの	4-82
第9	監理支援機関による監理支援に関するもの	4-85
第10	育成就労外国人の待遇に関するもの	4-86
	(1) 育成就労外国人に対する報酬の額に関するもの	4-88
	(2) 宿泊施設の確保に関するもの	4-89
	(3) 入国後講習への専念措置に関するもの	4-93
	(4) 監理支援費の負担禁止に関するもの	4-93
	(5) 育成就労外国人が定期に負担する費用に関するもの	4-94
	(6) 報酬の口座振込み等に関するもの	4-96
	(7) 外国人であることを理由とした差別的取扱いの禁止に関するもの	4-97
	(8) 1年を超える転籍制限期間を定めた場合の昇給等の待遇向上に関するもの	4-98
	(9) 一時帰国を希望した場合の有給休暇に関するもの	4-99
	(10) その他の待遇に関するもの	4-100
	(11) 分野特有の事情に関するもの	4-100
第11	育成就労外国人の人数枠に関するもの	4-101
	(1) 総論	4-105
	(2) 地方特別枠に関するもの	4-108
	(3) 分野特有の事情に関するもの	4-111
	(4) 人数枠の枠外に関するもの	4-111
第12	優良な育成就労実施者に関するもの	4-112
第13	外国の送出国機関に関するもの	4-114
第14	外国の送出国機関に支払った費用の額に関するもの	4-117
第15	労働者派遣等を活用する場合の認定基準	4-120
	(1) 基本的な考え方	4-120
	(2) 通常の認定基準との異同	4-121
	(3) 業務において要する技能の属する分野に関するもの	4-124
	(4) 育成就労の内容に関するもの	4-124
	(5) 育成就労を行わせる体制に関するもの(規則第23条第1項)	4-132
	(6) 育成就労を行わせる事業所の設備に関するもの(規則第23条第2項)	4-141
	(7) 人数枠に関するもの(規則第24条)	4-142
	(8) 労働者派遣等の形態による育成就労の特則	4-145
第3節	育成就労実施者の変更等	4-150
	第1 育成就労実施者の変更を希望する場合の申出	4-150
	(1) 育成就労外国人による申出	4-150

(2) 関係機関による届出等	4-152
第2 育成就労外国人が転籍する場合の育成就労計画の認定	4-164
(1) 転籍時の共通の基準	4-166
(2) やむを得ない事情による転籍の場合の基準	4-168
(3) 本人の意向による転籍の場合の基準	4-174
第3 育成就労外国人であった者に育成就労を行わせる場合の育成就労計画の認定	4-183
(1) 育成就労外国人であった者に係る育成就労計画の認定の手續	4-183
(2) 育成就労計画の認定の取消しがあった場合等に同一の業務区分で育成就労を行うときの基準	4-186
(3) 帰国した外国人が異なる業務区分で育成就労を行う場合の基準	4-188
(4) 旧技能実習生の取扱い	4-189
第4節 認定の欠格事由(法第 10 条)	4-194
第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由	4-194
第2 育成就労法による処分等を受けたこと等による欠格事由	4-198
第3 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由	4-201
第4 暴力団排除の観点からの欠格事由	4-202
第5節 育成就労計画の変更(法第 11 条)	4-204
第6節 機構による認定の実施(法第 12 条)	4-233
第7節 認定の停止及び再開(法第 12 条の2)	4-234
第8節 報告徴収等(法第 13 条・第 14 条)	4-235
第9節 改善命令等(法第 15 条)	4-236
第 10 節 認定の取消し等(法第 16 条)	4-238
第 11 節 実施の届出(法第 17 条)	4-239
第 12 節 育成就労実施困難時の届出等(法第 19 条)	4-240
第 13 節 帳簿の備付け(法第 20 条)	4-247
第 14 節 実施状況報告(法第 21 条)	4-249
第 15 節 その他の手續	4-251
第1 個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手續	4-251
第2 個人事業主が死亡した場合の手續	4-252
第3 法人の合併等の場合の手續	4-252
第4 中断後の再開手續等	4-254
第5章 監理支援機関の許可等	5-1
第1節 監理支援機関の許可(法第 23 条・第 24 条)	5-5
第1 監理支援機関の許可(法第 23 条第1項)	5-5

第2	申請書の記載事項(法第 23 条第2項).....	5-5
第3	申請書の添付書類(法第 23 条第3項・第4項).....	5-6
第4	機構による事実関係の調査の実施(法第 23 条第5項・第 24 条).....	5-8
第5	労働政策審議会の意見聴取(法第 23 条第6項).....	5-9
第6	監理支援機関の許可手数料(法第 23 条第7項・第 24 条第5項).....	5-9
第2節	監理支援機関の許可基準(法第 25 条).....	5-11
第1	法人形態に関するもの.....	5-11
第2	監理支援機関の業務の実施に関するもの.....	5-13
	(1) 育成就労実施者の数に関するもの.....	5-14
	(2) 常勤の役職員の数に関するもの.....	5-15
	(3) 相談応需体制の整備に関するもの.....	5-17
第3	財産的基礎に関するもの.....	5-19
第4	個人情報保護に関するもの.....	5-21
第5	外部監査に関するもの.....	5-22
第6	監理支援事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの.....	5-28
	(1) 育成就労法等に従って監理支援事業を遂行できること.....	5-29
	(2) 中立的な事業運営ができる体制が確保されていること.....	5-30
	(3) 監理支援事業のための適切な体制が確保されていること.....	5-31
	(4) 適正な事業運営が確保されていること.....	5-33
第3節	許可の欠格事由(法第 26 条).....	5-35
第1	関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由.....	5-35
第2	育成就労法による処分等を受けたこと等による欠格事由.....	5-38
第3	役員等の適格性の観点からの欠格事由.....	5-41
第4	暴力団排除の観点からの欠格事由.....	5-42
第4節	職業安定法の特例により監理支援機関等が講ずべき措置(法第 27 条).....	5-44
第1	監理支援機関による育成就労実施者等と育成就労外国人等との間の雇用関係の成立のあつせん.....	5-44
第2	読み替えて適用する職業安定法の規定.....	5-45
第5節	監理支援費(法第 28 条).....	5-55
第6節	許可証(法第 29 条).....	5-62
第7節	許可の条件(法第 30 条).....	5-64
第8節	許可の有効期間等(法第 31 条).....	5-66
第9節	変更の届出(法第 32 条).....	5-70
第 10 節	育成就労実施困難時の届出等(法第 33 条).....	5-72

第 11 節 事業の休廃止(法第 34 条).....	5-76
第 12 節 報告徴収等(法第 35 条).....	5-78
第 13 節 改善命令等(法第 36 条).....	5-79
第 14 節 許可の取消し等(法第 37 条).....	5-81
第 1 許可の取消し等に関する事項.....	5-81
第 2 事業停止命令に関する事項.....	5-82
第 15 節 名義貸しの禁止(法第 38 条).....	5-84
第 16 節 育成就労計画に従った監理支援等(法第 39 条).....	5-87
第 1 育成就労の継続のために必要な措置.....	5-88
第 2 監理支援機関の業務の基準.....	5-89
(1) 定期監査に関するもの.....	5-89
(2) 臨時監査に関するもの.....	5-95
(3) 訪問指導に関するもの.....	5-96
(4) 外国の送出機関との契約内容に関するもの.....	5-99
(5) 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの.....	5-100
(6) 外国の送出機関等に対する供応接待の要求等の禁止に関するもの.....	5-100
(7) 入国後講習の実施に関するもの.....	5-101
(8) 育成就労計画の作成指導に関するもの.....	5-102
(9) 雇用契約の内容の説明に関するもの.....	5-104
(10) 帰国旅費の負担に関するもの.....	5-105
(11) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの.....	5-106
(12) 二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの.....	5-107
(13) 相談応需体制の整備等に関するもの.....	5-107
(14) 監理支援機関の業務の運営に係る規程の公表等に関するもの.....	5-110
(15) 分野特有の事情に関するもの.....	5-111
第 3 密接関係役職員の関与の制限に関するもの.....	5-111
第 17 節 監理支援責任者の設置等(法第 40 条).....	5-114
第 18 節 帳簿の備付け(法第 41 条).....	5-118
第 19 節 監査報告及び事業報告(法第 42 条).....	5-124
第 20 節 個人情報の取扱いと秘密保持義務(法第 43 条・第 44 条).....	5-126
第 21 節 法人の合併・分割に対応した取扱い.....	5-127
第 1 吸収合併の場合の取扱い.....	5-127
第 2 新設合併の場合の取扱い.....	5-128
第 3 吸収分割・新設分割の場合の取扱い.....	5-128
第 22 節 優良な監理支援機関に関するもの.....	5-130

第6章 育成就労外国人の保護	6-1
第1節 禁止行為(法第 46 条から第 48 条まで)	6-2
第1 暴力、脅迫、監禁等による育成就労の強制の禁止	6-2
第2 育成就労に係る契約の不履行についての違約金等の禁止	6-3
第3 旅券・在留カードの保管等の禁止	6-4
第2節 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告(法第 49 条)	6-5
第7章 補則	7-1
第1節 指導及び助言等(法第 50 条)	7-1
第2節 連絡調整等(育成就労法第 51 条)	7-1
第3節 育成就労評価試験(法第 52 条)	7-3
第4節 分野所管行政機関の長への要請及び分野別協議会(法第 53 条・第 54 条)	7-4
第5節 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等(法第 55 条)	7-6
第6節 地域協議会(法第 56 条)	7-7
第8章 養成講習	8-1
第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分	9-1
第1節 育成就労実施者、監理支援機関等への指導・助言等	9-1
第2節 機構による実地検査	9-1
第3節 育成就労実施者に対する指導監督	9-2
第4節 監理支援機関に対する指導監督	9-3
第5節 人身取引事案への対応	9-4
第 10 章 罰則	10-1

別紙

- ① 参考様式
- ② 監理支援機関許可申請提出書類一覧

育成就労外国人等の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-2号)等を提示し、育成就労外国人になろうとする者の母国語で読み聞かせ等した上で確実にその内容を説明してください。

特に、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、例えば、控除される税金・社会保険料や、食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-2号)の該当箇所を示しながら丁寧に説明してください。また、宿泊施設については、宿泊施設の写真を用いた説明や、宿泊施設の周辺環境の説明をするなどして、育成就労外国人になろうとする者が十分に理解できるように説明してください。

雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-2号)は、育成就労外国人の母国語が併記され、育成就労外国人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。

- あわせて、育成就労外国人になろうとする者は、本邦に入国後に従事することとなる就労内容を事前に把握しておく必要があることから、例えば、実際に従事することとなる業務を行っている様子を撮影した動画を視聴させるなど、予定される育成就労における業務の内容や修得等しようとする技能等の内容を説明してください。
- これらの説明を行った担当者の氏名や説明の日時、状況等は文書にして保管することが必要です。

〈規則第13条第2項第6号ハ(3)〉

(送出機関等に支払う費用の合意)

- この規定は、育成就労外国人になろうとする者が不当に高額な送出費用を支払い、多額の借金を抱えて来日するといった事案を防止するため設けられたものです。

旅券の取得等に要した費用など社会通念上、育成就労外国人になろうとする者が負担することに合理的な理由が認められるものについて、取次送出機関や外国の準備機関が費用を徴収することは可能ですが、育成就労外国人等が送出機関に支払う費用は月給の2か月分まででなければならず、送出機関は当該規制の内容を必ず育成就労外国人になろうとする者に説明し、理解させなければなりません(第13参照)。

したがって、送出機関が、育成就労外国人になろうとする者を監理支援機関へ取り次ぐ際には、監理支援機関は、取次送出機関及び外国の準備機関から徴収された費用の額及びその内訳について、当該外国人から十分に聴取するなどして、当該外国人との合意の下で徴収されたものであることを確認することが必要です。

【確認対象の書類】

が明らかになった場合には、当該機関からの育成就労外国人の受入れは認められないこととなります。また、送り出した育成就労外国人に係る行方不明事案を多く発生させている送出機関は、規則第 20 条に規定する要件に適合しないと判断される場合があります。

- 各種申請に当たり、外国の送出機関の氏名又は名称を記載する際は、必ず申請書に送出機関番号を記載してください。

送出機関番号は、機構が外国政府認定送出機関に付す9桁(英字3桁・数字6桁)の番号で、機構ホームページの「外国政府認定送出機関一覧」ページに掲載する認定送出機関リストにて公開します。

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

【留意事項】

- 送出機関による素行善良要件の確認(規則第 20 条第3号)
送出機関は、育成就労計画の認定申請前に、あらかじめ同計画に係る育成就労外国人になろうとする者の素行が善良であることについて公的資料をもって確認することが必要です。素行が善良とは、一定の犯罪歴等がないことをいいます(詳細は第3(3)参照)。
- 送出機関が徴収する費用等の公表(規則第 20 条第4号)
送出機関は、その名目のいかなを問わず、送出機関が育成就労外国人から徴収する額、その費用項目及び算出基準について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表する必要があります。
- 育成就労外国人等から一定額以上の費用を受領することの禁止(規則第 20 条第8号ハ)
送出機関は、育成就労外国人の月額賃金の2か月分を超える金額について、費目を問わず、育成就労外国人はもとより、その配偶者、直系又は同居の親族その他当該育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者からも受領することが禁止されています(詳細は第 14 参照)。
- 供応接待等の禁止(規則第 20 条第8号ヘ)
送出機関は、育成就労実施者、育成就労実施者になろうとする者、監理支援機関、監理支援事業を行おうとする者に対して、社会通念上相当と認められる範囲を超えて、金銭、物品その他財産上の供与や供応接待又はそれらの申込みや約束を行うことが禁止されています(詳細は第6(14)参照)。

第 14 外国の送出機関に支払った費用の額に関するもの

【関係規定】

(認定の基準)

法第9条 (略)

十一 外国の送出国(監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込みを適切に本邦の監理支援機関に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。以下この号、第二十三条第二項第五号及び第二十五条第一項第六号において同じ。)からの取次ぎを受けた外国人に係るものである場合は、当該外国人が送出国に支払った費用の額が、育成就労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していること。

(送出国に支払った費用の額の基準)

規則第21条 法第九条第一項第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、育成就労計画に記載された報酬の月額に二を乗じて得た額を超えないこととする。

- この規定は、監理型育成就労において育成就労外国人が外国の送出国から取次ぎを受ける場合に、育成就労外国人が外国の送出国に支払う費用の上限を定めているものです。これは、送出国による育成就労外国人からの不当に高額な費用の徴収を防止した上で、送出しに要した費用が法定された上限を超える場合には、超過分を受入れ側が負担することにより、本邦に入国しようとする育成就労外国人の経済的負担を軽減するとともに、当該費用の適正化に資することを目的としています。

〈費用の上限について〉

- 育成就労外国人が外国の送出国に支払う費用の上限は、育成就労計画に記載された報酬の月額の2か月分の金額とされており、この「報酬」とは、育成就労外国人が育成就労実施者と締結した雇用契約で定められた給与等から算出した所定内賃金の月額を指します。この上限額を超える金額については、育成就労外国人に負担させることはできません。なお、この規定は育成就労外国人の経済的な負担を軽減することを目的としていることから、この規定にかかわらず、育成就労外国人が送出国に支払う費用は、最小限に抑えることが望まれます。

育成就労外国人が送出国に支払った費用の確認に当たっては、送出国が育成就労外国人に発行した領収書等を確認するなどして、当該費用が育成就労計画に記載された報酬の月額の2か月分を超過していないことを確実に確認してください。

- 雇用契約書及び雇用条件書において所定内賃金が時給又は日給で示されている場合においては、その月額を以下の算式に当てはめて算出してください。
1 時給で示されている場合

- 時給×1日の所定労働時間×1か月の平均所定労働日数
- 2 日給で定められている場合
日給×1か月の平均所定労働日数

〈費用の範囲について〉

- この規定による規制の対象となる育成就労外国人が送出機関に支払った費用の範囲については、その費目を問わず、送出しの過程で育成就労外国人が送出機関に支払った一切の費用が対象となります。想定される費目の例としては以下のものが挙げられます。
- ・ 送出手数料・職業紹介費
 - ・ 医療費・保険費、健康診断費用
 - ・ 技能・資格検定費
 - ・ 職業訓練・研修・日本語講習費
 - ・ 旅費・宿泊費(国内移動費)
 - ・ 渡航費
 - ・ 旅券・査証申請費用
 - ・ 一般管理費
- 育成就労外国人が送出機関に直接支払っていない費用でも、送出機関と実質的に一体となって活動する機関への支払いなど、送出機関への支払いと同視できる費用はこの規定による規制の対象となります。送出機関への支払いと同視できる費用の例としては、以下の費用が想定されます。
- ・ 送出機関からの委託や送出機関との連携により実施される教育機関における育成就労外国人の職業訓練・研修・講習のための費用として、当該育成就労外国人が教育機関に支払った費用
 - ・ 送出機関からの委託や送出機関との連携により実施される仲介人による人材募集に係る費用として、育成就労外国人が仲介人に支払った費用
- 育成就労計画の認定時点では育成就労外国人が送出機関に対して費用を支払っていなかったとしても、育成就労計画の認定後にこの規定に違反する費用を育成就労外国人が支払った場合は、育成就労計画の認定の取消しの対象となります。
- 外国通貨で支払われた費用の円換算は、各年度における財務省支出官レート(一覧表を機構ホームページに掲載予定)に基づき行ってください。

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第3号(1)又は第3号(2))
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-2号)の写し
- ・ 育成就労外国人が準備に関し本国で支払った費用の申告書(参考様式第1-10号)

第15 労働者派遣等を活用する場合の認定基準

【関係の法律の規定】

(認定の基準)

法第9条

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合に限る。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 基本的な考え方

〈趣旨〉

- 自然的要因による業務の繁閑がある分野では、企業努力を尽くしても、就労を通じた人材育成を単一の事業主の下で通年で行うことは困難な場合があります。そこで、特定技能制度において、特定産業分野のうち季節的業務に従事させるなどの一定の分野において労働者派遣等を活用した外国人の受入れを認めていることも踏まえ、育成就労制度においても労働者派遣等の形態で育成就労を行うことが認められています。

〈労働者派遣等の意義〉

- 労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。
また、船員派遣とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいいます。

〈労働者派遣等監理型育成就労の形態〉

- 労働者派遣等の形態による育成就労は、
 - ・ 派遣元事業主等の事業所及び派遣先の事業所において業務に従事させる(法第2条第3号ロ(1))
 - ・ 派遣元事業主等の事業所においては業務に従事させず、複数の派遣先の事業所において業務に従事させる(法第2条第3号ロ(2))

地域)、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。

○ 登記事項証明書について、社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。

○ 育成就労に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に係る住民票の写しについて
役員については住民票の写しを提出することが原則ですが、育成就労に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、申請者の役員に関する申告書(参考様式第1-24号)を提出してください。

ただし、申告書に記載された役員が、その後の調査において、実際は育成就労に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、育成就労計画の認定の取消し等がなされることとなります。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。

第2 育成就労法による処分等を受けたこと等による欠格事由

【関係規定】

(認定の欠格事由)

法第10条(略)

七 第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消の処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。)

八 第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合(第十六条第一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。)であった者で、当該取消の日から起算して五年を経過しないもの(密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消の処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。)

第10節 認定の取消し等(法第16条)

【関係の法律の規定】

(認定の取消し等)

法第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、育成就労認定を取り消すことができる。

- 一 育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労を行わせていないと認めるとき。
 - 二 認定育成就労計画が第九条第一項各号若しくは第二項各号、第九条の二各号又は第九条の三各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 育成就労実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 五 第十四条第一項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。
 - 六 前条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による育成就労認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一度認定された育成就労計画であっても、計画に従って育成就労を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合(通常法第9条第1項のほか、法第9条第2項(労働者派遣等の形態による育成就労を行わせる場合)、法第9条の2(育成就労実施者の変更の希望の申出をした育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせる場合)、法第9条の3(育成就労計画の認定を取り消された外国人等を対象として新たに育成就労を行わせる場合)の認定基準を含む。)、育成就労実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等したりした場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります。
- 育成就労実施者が、育成就労実施者の変更を希望する育成就労外国人が各種試験を受験したり、育成就労実施者を変更したりするのを妨害した場合、当該育成就労実施者は、適切な時期及び方法により育成就労外国人の技能及び日本語能力の評価を行っていない、又は育成就労外国人に対する指導体制その他の育成就労を継続

して行わせる体制を適切に整備していないものと認められ、育成就労計画の認定の基準に適合しなくなったと認められるため、認定の取消しの対象となります。

- 育成就労計画の認定が取り消されると、育成就労を行わせることができなくなり、現在受け入れている育成就労外国人に対する育成就労を継続することもできなくなります。また、認定の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな育成就労計画の認定が受けられなくなります(法第 10 条第 7 号)。
- 育成就労計画の認定の取消しを受けると、それ以降一定期間は育成就労制度を利用することが認められなくなるという厳しい制裁を受けることとなりますので、そのようにならないよう法令を遵守してください。

【留意事項】

- 育成就労計画の認定の取消しが行われた場合は、対象となる育成就労実施者に在籍する全ての育成就労外国人について、当該育成就労実施者の中では育成就労を継続することができないこととなります。

そのため、育成就労外国人が円滑に転籍を行うことが可能となるよう、監理支援機関の協力を得て、在籍している育成就労外国人の転籍を行う必要があります。

第 11 節 実施の届出(法第 17 条)

【関係規定】

(実施の届出)

法第 17 条 育成就労実施者は、育成就労実施者となって初めて育成就労を行わせたときは、その開始後遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第八条の三の規定を準用する。

(実施の届出)

規則第 37 条 法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号によるものとする。

2 法第十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 育成就労計画の認定番号及び認定年月日

3 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣(法第十七条第二項の規定において準用する法第八条の三第一項の規定により機構に法第十七条第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせる場合にあつては、機構)は、同項の規定による届出を受理したときは、別記様式第十二号により、その旨を届出者に通知するものとする。